

第 11 回

「新潟市子ども・子育て会議 放課後児童クラブ検討部会」 会議録

開催日時：平成 28 年 7 月 15 日（金）午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分

会場：新潟市役所 分館 5 階 501 会議室

出席委員：植木委員、大竹委員、佐々木委員、関川委員、山岸委員、山田委員

（出席 6 名，欠席 1 名）

事務局出席者：こども未来課 高橋こども未来課長、古泉こども未来課長補佐

齋藤育成支援係長、豊島育成支援係副主査、内山育成支援係主事

地域教育推進課 菅原副参事

関係者出席者：新潟市社会福祉協議会 地域福祉課 高橋課長

傍聴者 有 1 名

会議内容

1 開会

○古泉こども未来課長補佐

定刻より少し早いですが、皆様お揃いになりましたので、これより新潟市子ども・子育て会議、第 11 回「放課後児童クラブ検討部会」を開会いたします。本日は大変お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私、こども未来課 課長補佐の古泉と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の部会は、議事の過程を明確にするため、内容を録音させていただきますので、ご承知おきください。

なお、当部会は公開となっております。本日は 1 名の傍聴者がおりますことをご報告させていただきます。

始めに、部会関係者の交代がございましたので、ご案内させていただきます。

まず、新潟市青少年育成協議会会長、関川弘雄委員でございます。飯塚委員に変わりました、本部会の委員を務めていただくことになりました。関川委員におかれましては、本日が初めての部会となりますので、一言ご挨拶を賜りたいと思います。

関川委員、どうぞよろしく願いいたします。

○関川委員

関川といいます。青少年育成協議会の会長ということで、この席に臨ませていただいております。最近、私ども有明台小学校でもひまわりクラブが開所されるということで、放課後児童クラブについては関心を持っているわけですが、なにぶん状況がよくわからないところもありますので、皆様からご指導いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○古泉こども未来課長補佐

関川委員、どうもありがとうございました。関川委員におかれましては、次の会議がありまして15時15分を目途に席を外される予定となっております。

次に、新潟市小中学校PTA連合会・副会長の佐々木達也委員でございます。山賀委員に変わって、本部会の委員を務めていただくことになりました。佐々木委員におかれましても、本日が初めての部会となりますので、一言ご挨拶を賜りたいと思います。

佐々木委員お願いいたします。

○佐々木委員

佐々木でございます。よろしくお願いいたします。新潟市小中学校PTA連合会の副会長を仰せつかっております。PTA連合会の副会長は3年目になりますが、この部会としては、今回初めて交代ということになりました。私もわからないことがいっぱいあるのですが、放課後児童クラブは、うちの長男が小学校低学年の時にお世話になったことがありまして、その時には結構関心を持っていたのですが、その後ずっと間が空いてしましまして、最近のことは詳しくはわからないのですが、勉強しながら務めさせていただきたいと思います。

○古泉こども未来課長補佐

最後に、本日所用により欠席されておりますが、今年度市校長会会長となられました上所小学校校長の遠藤英和委員でございます。遠藤委員におかれましては、逢坂委員に変わって、本部会の委員を務めていただくことになりました。

続きまして、事務局側の変更をご案内いたします。

こども未来課課長が小沢前課長異動になりまして、高橋に変わりました。

○高橋こども未来課長

よろしくお願いいたします。

○古泉こども未来課長補佐

また、こども未来課育成支援係、係長高野に代わりまして齋藤でございます。

○齋藤育成支援係長

齋藤です。よろしくお願いいたします。

○古泉こども未来課長補佐

同じく育成支援係 豊島でございます。

○豊島育成支援係副主査

豊島です。よろしくお願いいたします。

○古泉こども未来課長補佐

同じく内山でございます。

○内山育成支援係主事

内山です。よろしくお願いいたします。

○古泉こども未来課長補佐

代表して、課長の高橋より一言申し上げます。

○高橋こども未来課長

改めましてこんにちは。高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろ放課後児童クラブをはじめ本市の児童福祉行政にご理解、ご協力いただいておりますことを、改めてお礼申し上げます。

昨年度、委員の皆様からは放課後児童クラブの職員の待遇改善と利用料の減免制度の見直しについて熱心にご議論をいただいたところでございます。利用料の見直しにつきましては、市議会からのご意見がありまして、28年4月からの見直しについては、保留ということになっております。職員の待遇改善につきましては、なんとか予算を確保することができたという状況でございます。本日は、保留になっております利用料の減免制度の見直しについて、また皆様からご議論いただきたいと考えております。

放課後児童クラブの運営につきましては、社会福祉協議会のご支援、または、地域のコミュニティ協議会のご協力、加えまして、今年度から新たな指定管理者というところもございまして、いろいろな方々、様々な地域に支えられて成り立っているというような状況でございます。それもみんなこの部会で皆様から熱心にご議論いただいていることが反映されているというふうに私ども受け止めています。

今後も、放課後児童クラブの健全な発展のために、皆様のお力添えをどうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

○古泉こども未来課長補佐

他の方々については、これまでと同じ委員、関係者でございます。今年度も引き続きお願いいたします。

それでは、次に資料の確認をお願いいたします。机上にお配りしております次第に資料の一覧が記載してございます。

まず、最初に事前配布資料といたしまして、資料1、2、3とございますが、まず資料1のひまわりクラブ利用料・減免制度見直し方針（案）、資料2といたしまして、ひまわりクラブ利用料・減免制度見直し内容（案）、資料3といたしまして、ひまわりクラブ利用料・減免制度見直しスケジュール（案）でございます。

当日配布資料といたしまして、

第11回 放課後児童クラブ検討部会次第

第11回 放課後児童クラブ検討部会関係者名簿

第11回 放課後児童クラブ検討部会座席表でございます。

次に、参考資料1、参考資料2ということで2枚の参考資料がありますでしょうか。不足の方はいらっしゃいませんか。

それでは、次第の2議事に入りたいと思います。これより先の進行につきましては、植木部会長からお願いいたします。

2 議事

ひまわりクラブ利用料・減免制度の見直しについて

○植木部会長

はい、わかりました。では、ここから議事を開始させていただきます。皆様方、ご無沙汰しております。それから佐々木委員、関川委員、どうぞよろしくお願いいたします。

新たな議題が発生したということで進めていくわけでございますけれども、今日の議題がひまわりクラブの利用料と、それから減免制度の見直しについて、これは前回までも議論がされてきたところでございますけれども、追加の議論が必要になったということで進めさせていただきます。前回同様、皆様からは是非基端のないご意見をいただいて、そして市に返すことができればいいかなと思っています。

それでは、今ほどの議事の内容に関して、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○齋藤育成支援係長

今年度より、こども未来課育成支援係の係長を仰せつかっております齋藤でございます。私のほうから資料の説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、昨年度、ひまわりクラブ利用料・減免制度の見直し及び職員の待遇改善についてご議論いただき、貴重なご意見をいただきまして大変ありがとうございました。

本日の議題でございますが、今ほど部会長よりお話がありましたが、昨年ご議論いただいた

案をもとに、今回修正させていただいたものについて、改めてご議論、ご意見をいただきたいと考えております。ただ、初めてご出席いただく委員の方もいらっしゃいますので、これまでの経過についてお話しさせていただいた後、具体的な見直し案についてご説明をさせていただきます。

それでは、お配りしております資料1をご覧ください。

資料1ということで、ひまわりクラブ利用料・減免制度見直し方針(案)となっております。

まず、これまでの経過ということで、昨年度、第9回、第10回のこちらの部会において、職員の待遇改善とセットで利用料の減免制度についてご検討いただいたところです。

これまでの経緯の資料1(1)です。部会の最終案として示させてもらっています。まず、1つ目に受益者負担の適正化という観点から、減免対象とする世帯収入を年収800万円以下だったものを600万円以下への引き下げをさせていただくと、続いて2つ目に、最小の減免率を見直し、一番小さい減免区分の免除率を33%から19%に変更させていただくと、3つ目に、この見直しの時期については、平成28年4月1日、つまり今年度から制度を見直すという案を部会最終案としてまとめさせていただいたところです。

その後、(2)になりますが、この部会での結果をもとに、ひまわりクラブの事務を所管する新潟市議会市民厚生常任委員会の委員協議会において、このように変更にしたいということをご報告したところ、1(2)のご意見をいただきました。内容については、利用料の実質の値上げだけでなく、免除区分の細分化、多子世帯への負担軽減の検討に加え、見直し時期についても、放課後児童クラブの質と量の充実が図られた後とすべきというご意見をいただいたところでございます。

私どもといたしましては、このいただいたご意見を踏まえ再度検討を行い、利用料の見直しの時期については、平成29年4月以降に先送りさせていただくという結論に至り、今年1月の市議会市民厚生常任委員会協議会でご報告させていただいたところです。

この件につきまして結果だけになりますが、今年3月の子ども・子育て会議の本体会議でもご報告させていただいたという状況です。利用料の見直しについては先送りされましたが、皆様から熱心にご議論いただいたこともあり、今年度の予算についてはなんとか増額という結果となっているところです。今回につきましては、議会のほうからご意見をいただきました利用料の減免制度に関してご意見をいただきたいと思っております。

続きまして、2の見直し内容についてということで、今回出させていただきました見直しの内容についてご説明をさせていただきます。

まず1つ目です。多子減免の導入ということで、多子世帯における子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、少子化対策に寄与することを目的に2人目の利用料金を1/2免除、3人目以降

の利用料金を無料とさせていただくという方針を出させてもらっています。

2つ目に、免除区分の細分化ということで、所得に応じた利用料負担の公平性を図るため、現在の免除区分のうち、年収目安の300万円以上～800万円未満の区分を細分化し、利用料金の階層を緩やかにしたというところです。

そして、3つ目の年少扶養控除の廃止についてですが、こちらについては、平成23年度の税制改正に伴い、年少扶養親族に対する扶養控除及び特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ分が廃止されました。本市のひまわりクラブの利用料減免については、扶養控除廃止による影響が生じないように、これらの扶養控除があったものとみなし、再計算した金額で減免区分を決定し、これまで運用しておりましたが、今回の多子減免の導入によりこちらの控除については廃止したいと考えています。

それでは、次に具体的な見直し内容についてご説明させていただきます。お配りしてごさいます資料2ひまわりクラブ利用料・減免制度見直し内容（案）をご覧ください。具体的な見直し内容として、2番の「現行との比較」の部分をご覧ください。表が3つございます。3つとも人数の記載がありますが、いずれも平成28年4月現在の人数となっています。

1番左の表が現行の利用料の免除区分、真ん中の表が現行から年少扶養控除を廃止したものになりまして、さらに今回お示しさせていただく区分の細分化と多子減免を追加したものが1番右側の表になります。

先ほど説明したとおり、年収目安300万円以上～800万円未満の区分を4つに細分化し、全体として計8区分としています。新たに年収目安330万円未満、470万円未満、600万円未満の区分を追加しています。こちらにつきましては、保育料の減免区分を参考にしておりますが、保育料に比べてひまわりクラブの利用料は月額金額が小さいため、あまり細かく細分化してもかえってわかりづらくなるという点と、金額にそれほど大きな差が出ないということで、4分割ということで示させてもらっています。保育料の減免区分の中からこれらの区分を選択した理由としては、年収目安が低い方になるべく負担がかからないような考慮をしたことによります。

次に去年まではなかったところですが、多子減免についてです。表の第2子の部分がございますが、第1子の半額ということで示させていただいております。こちらの第2子とは、18歳までのお子様の中で2番目であれば該当となりますので、上のお子様はひまわりクラブに通っている、通っていないに関わらず対象とします。

例えば、高校生3年生のお兄さん、お姉さんがいる小学校5年生のお子様については対象になります。ただし、1年後にはお兄さん、お姉さんが卒業して19歳になりますので、小学校6年生になってひまわりクラブに通われても、多子減免には該当せず、第1子の金額になります。

なお、この資料2の点線の下に記載していますのが、新しい料金体系となった時の収支の見込みですが、見直し後の収支額が全体としてマイナスになっています。つまり市民の皆様へのご負担が増えないような利用料の金額設定をしております。

こちらについては、実質の値上げではなく多子世帯における子育てに伴う経済的負担の軽減を図るとともに、利用料負担の不均衡を解消した形の制度設計ということで考えております。以上が見直し内容となります。

それではお手数ですが、資料1に戻っていただきまして、次に見直しの時期ということでお話をさせていただきます。

3番の見直しの時期についてです。見直しの時期としましては、平成29年4月ということで来年度を予定しておりますが、これだけの影響があることを考え、市民周知期間として1年間の猶予期間を設けさせていただいて、翌年度の平成30年4月より新利用料で運用を開始したいと考えています。

この見直し時期も踏まえ、今後のスケジュールについてですが、資料3をご覧ください。

資料3、ひまわりクラブ利用料・減免制度見直しスケジュール（案）でございます。

左から見ていきますと、まず、放課後児童クラブ検討部会で検討をいただいた後、9月の市議会協議会で見直しの方向性について報告したいと考えております。協議会でいただいたご意見を踏まえ、見直し案を決定したうえで12月議会において報告したいと考えています。

その後、平成29年4月に新利用料を公表し、利用者の皆様、また、これから利用される方々も含めて1年間かけて周知をしていきたいと考えております。また、現行と利用料金が変わる関係で、システムの改修期間も必要となってきますので、その改修期間を経た後、新利用料での運用を平成30年4月から開始したいと考えています。私から今回お配りした資料についての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○植木部会長

はい、ありがとうございました。今資料に基づきまして説明をいただきましたけれども、この検討部会、前回までに一度結論が出ていたわけでございます。それに対して市民厚生常任委員会委員協議会などでご意見をいただいて、それを踏まえて再度議論するというのがこの第11回の検討部会の役割ということです。ただ、説明の中で「実質値上げ」という言葉を繰り返していましたけれども、この検討部会は、前回の第10回までの議論のなかで値上げを検討したことはありません。利用料は6,900円ですよ。これを値上げするということはありませんでしたし、そういう議論をしたわけではありません。一方で、職員の待遇改善を図らなければいけない、5%のベースアップを図っていく、これによって既存職員の待遇改善とそれから新しい職員の確保をしなければいけない、そのためには給料を上げていかなければいけない。こうい

うふうな議論がセットだったわけですね。その一方では原資、つまりそのお金ですよ。これは利用料の中でしか捻出ができないので、なんとかそういった制限のある中で議論してくださいということで結論を出したわけでございます。従いまして繰り返しになりますが、決して値上げを検討したわけではないし、それを決定したわけではないということは冒頭でこれは申し上げておかなければいけません。今回は、第10回までの議論とは少し様子が異なるようです。実質、資料2の案を見ますと、点線の下で現行との差額が26万6千円のマイナスになっていますね、つまりこの利用料のところで原資を確保しなくて済むのだと、そうすると職員の待遇改善の原資については、利用料以外のところで確保の見込みがついたということでしょうか。ここを一つ確認したいのですがいかがでしょうか。

○齋藤育成支援係長

はい、一番大きいのはひまわりクラブの事業費に関して「子ども・子育て支援交付金」という交付金が新しくできたというところですね。これがいつからできたのかといいますと、平成27年度、昨年度から創設されたということになります。ただ、国からこういった情報が出てきたのがかなり遅い段階であったと聞いておりまして、それまでは昨年度ご議論いただいたように、利用料の見直しを持って待遇改善に充てさせていただくという話をさせていただいたという状況になっています。

○植木部会長

はい、わかりました。そうしますと、第10回までの議論と前提が異なるということですね。ですから、純粋に利用者の利益のなるような減免制度の議論ができるということですね。そういった前提における資料2の提案だということでございました。それから資料3のスケジュール案ですね、これも実質は平成30年度から新利用料で運用していくというような判断で、1年間の猶予期間というか周知期間と捉えればよろしいでしょうか。このような内容でございます。ここで委員の皆様方からまずご質問、あるいは再確認事項等をお受けしたいと思っておりますがいかがでしょうか。特に前回からの継続の委員の皆様方からまず何かございますか。無ければ新任委員の佐々木委員、何かございますか。

○佐々木委員

先ほどの平成27年度からの国からの交付金というのは、これからも続くことなのでしょうか。今年度のみで来年度また昨年度と同じ議論をしなければいけないのか、それともずっと続いていくものなのか、お聞かせください。

○齋藤育成支援係長

一応、平成28年度についても同じ内容だという国からの話はあるのですが、今後、ずっと続いていくかということ、正直我々もわからないところです。

○佐々木委員

もしかすると、また去年のような議論が起こってくる可能性があるということでしょうか。

○齋藤育成支援係長

そうですね、これは市の財務当局も、いつまでも国の交付金があるかどうかというのは、いろいろな事業をみても、最初はあるのですがだんだん削られていくというパターンがあるということを行っています。それでも入ってくるお金が無くなったら事業を縮小できるかというところではないわけですから、やっぱり継続して存続できるような制度設計にする必要があると考えています。今のところいつまで続くかという国からの通知などは出ていない状況です。

○佐々木委員

市民の方も収入が上がらない事情がある中で、利用料が上がるというのは困る面もあると思うので質問をさせていただきました。

○植木部会長

大事な視点ですね。1年間の猶予期間があって実質2年後に変更とありますが、その間に何か変わるかもしれないという不安も少しあるということに気が付きましたけれども、しかし、今日の議論はいずれにしても現行の子ども・子育て支援交付金があって、それを活用できるという前提で議論を進めざるを得ないと思います。佐々木委員が言われるように継続性をいかに今後確保していくか、これは市民の利益につながりますので事務局の方で継続的に議論していただきたいと思います。その他いかがでしょうか。

○山田委員

山田です、よろしくお願いします。

先ほど、利用料の免除区分を細分化する際は保育料の基準をベースにしたとおっしゃっていましたが、18歳までを子どもと数えるというのは保育料ベースではそうはなっていないと思います。今、私は子どもが3人いて認定こども園に1番下の子が通っています。認定こども園になる前は私立の幼稚園だったので、兄弟割引というのがほんのちょっとですがありまして、今は認定こども園になって、去年は1番上の子が3年生、真ん中の子が1年生、1番下が幼稚園の年少だったので、第3子という数え方をさせていただいて保育料は0円だったのですが、今年度は1番上が4年生、真ん中が2年生、下の子が年中という形で、今度は3年生までの子どもを数えるために、今は第2子という枠に入っていて保育料を納めています。保育園には入れたことはないのですが、同時在園という人数の数え方で、同時に三人在園していれば保育料が0円になるという話を聞いています。ひまわりクラブは18歳まで数えるということになると、うちの子どもの3人目は、上の子たちがひまわりクラブに入っていないとでもずっと6年生まで通わせて0円でいいという形になってしまうかと思うのですが、その考

え方のベースというのがどこにあるのかなと思ひまして質問しました。

○高橋こども未来課長

多子減免を18歳までとしているのは何を基準にしたかというところでしょうか。

○山田委員

保育園は、同時在園じゃなかったかなと思います。認定こども園とか幼稚園の方がちょっと基準が広くて、今までが3年生までの子どもを数えて補助金みたいなものをいただいていた。それが今、認定こども園に変わったことで、保育料の値引きという形になったので、去年までは第3子で0円、今年は第2子枠になっています。ひまわりクラブの基準がすごく広く感じるので、ありがたいことなのですが少し申し訳ない気持ちもあります。

○高橋こども未来課長

多子世帯を支援するというところで、今回、多子減免を導入するにあたり何歳までを対象とするかは内部でも議論がありました。6年生までひまわりクラブに入れるようになりましてので、途中でやめる方もいる中で、私どもとしては子ども・子育ては何歳までかというところ、18歳までというのが一つの基準となっているところでもありますので、18歳までを基準とさせていただいております。先ほど係長が申し上げたとおり、利用料の区分のところは保育料の基準を参考にさせていただきましたが、保育園とひまわりクラブは似ているようで違うところもあります。区分については参考にさせていただきましたが、多子減免のところは、ご家庭によっては年の離れた兄弟がいらっしゃったり、本当は3番目なのに多子減免を受けることができないという方も出てくるのではないかと考え、なるべく受けることができるようにということで18歳までとして制度設計させていただきました。

○植木部会長

対象が幅広いというのは歓迎すべきことですが、これは18歳未満ではなく18歳も含むということでしょうか。

○高橋こども未来課長

高校3年生までが対象ということで18歳までとしています。

○植木部会長

はい、では関川委員お願いします。

○関川委員

ひまわりクラブにつきましては、有明台小学校では今まで31名しか入れない施設に50数名が入るということで、急ぎよ新しい施設を作っていただくということになりまして、そういう点ではありがたいと思っています。31名しか入らないところに4月以降どうやってひまわりクラブを運営していけば良いのかという問題がありました。幸い、1年間は小学校の空き教室を

使わせていただくことになりましたが、ひまわりクラブの利用というものは小学校の入学者にまで影響してきます。というのは、有明台はひまわりクラブが充実していないから近くの小学校に入学しようということで、有明台小学校の入学者数が減ってきたという話もお聞きしています。そういう中で、このような利用料の細分化をしてできるだけ保護者の負担を少なくすることについては私も賛成したいと思います。

ただ、先ほどの議論の中で、18歳までという部分につきましては、今後、議論が出てくると思います。というのは、18歳は選挙権を持っています。選挙権を持っている人を大人として扱うのか、子どもとして扱うのかということになりますと、これは大きな問題でございます。有職者で18歳であれば大人として扱い、高校生であれば大人として扱わないということにはならない気がしますので、今後この年齢の部分については、議論が出てくるのではないかなと思います。

また、この表を見ますと、負担増になる方、いわゆる600万円以上800万円未満の方々が2,780人名、負担の少なくなる方が2,300名、その差が約500名となっています。できるだけ保護者の負担が少なくなるとういと思います。

○植木部会長

はい、ありがとうございました。今のご意見に何かコメントありますか。

○齋藤育成支援係長

はい、ありがとうございます。確かにこの参議院選挙から新しく18歳以上が選挙権を得られる年齢になりましたので、それらも踏まえて検討させていただきます。

○植木部会長

では、大竹委員お願いします。

○大竹委員

18歳について言えば、義務教育を終えて就職ということもありますよね。そういう家庭を助ける立場の方までもカウントするというのはちょっと違うかなと思いますので、そのあたりの検討もお願いします。

それと、見直し案の表を見て思ったのですが、年収800万円以上の家庭がどれくらいあるのかなと思っていましたが、利用している人数のところを見ると結構あるようです。この家庭に対して減免が必要なのかなと不思議に思っておりました。他にも例えば600万円以上800万円未満のところが減免無しになった場合に、利用料収入の見込みがどうなるのかがわかるとういと思いました。

○齋藤育成支援係長

600万円以上800万円未満を減免無しとした場合の利用料収入見込みについては、我々でい

ろいろなパターンを試算した際に出してはいますが、参考にお示ししましょうか。

○植木部会長

差支えなければ、お願いします。

○大竹委員

ひまわりクラブについては、需要が無くなるということはないとは思いますが、昨年、一昨年とこの検討部会を通して、ひまわりクラブの現況や職員の勤務状況などを見せていただいた中で、職員さんについて言えば、もう少し改善が必要だということでこの検討部会でお話をさせていただいたし、また児童が利用している施設の状況についてもお話をさせていただき、改善していかなければいけない点が多々あるのではないかとということも話し合われてきました。

今はこういう時代ですからひまわりクラブがもっと必要になっていくと思います。施設の増設も考えていかなければいけませんし、子ども・子育て支援交付金というのができたのはとてもいいタイミングではあるのですが、減免ばかり進めていくとそういう改善すべきところが蔑ろになっていくようで心配です。

○植木部会長

それでは、まず前者の質問の回答をお願いします。

○齋藤育成支援係長

今、お配りした資料が600万円以上800万円未満の方が減免無し、そして470万円以上600万円未満の方についても少し増額となっています。このような料金体系にした場合の試算として作らせていただいたものになっており、こちらですと利用料収入額の見込みが現行より14,448千円の増収となります。後者の方ですが、大竹委員のおっしゃるとおり、施設の狭隘化の問題もあります。小学校に空き教室があればそちらを整備させていただくのですが、空いていなければ小学校の敷地等にプレハブを建てさせてもらえるよう学校と調整をします。ただ学校によっては敷地自体に余裕がないという場合もあります。ただでさえ狭い学校がひまわりクラブなどの他の建物が建つことによってますます狭くなるというようなお声をいただくこともあります。一方で小学生が通うわけですのであまり遠いところにあるのも安全面での心配もあります。やはり小学校の近くがいいだろうということで土地を借りたりしながら整備を進めています。正直、いろんなところでお金がかかってくるのは間違いありません。整備については国も交付金という形で手当てをしてくれるのですが、問題になってくるのは維持管理の部分です。当然使っていくうちに修理を必要になってきますし、土地代もかかります。こうしたことから、国の交付金をいただきながら、利用者の方々にも少しずつでもご負担いただくというのが基本的な考え方だと思っています。

○山岸委員

山岸です。よろしくお願いします。先ほどの18歳の部分についてですが、うちも3人子どもがいて一番下の子が高校生です。18歳というラインについて、一概にどちらがいいとは言えないですが、やはり少子高齢化対策ということで、保護者にとって本当に負担が大きい時期に多少なりとも金額的な負担が減るのはありがたいことですが、先ほどの関川委員がおっしゃっていたように選挙権がある中で、どこまでを子どもとしてカウントするのかというところは大きな問題だと思います。1点質問ですが、資料1(2)の議会などからの意見のなかで、放課後児童クラブの質と量の充実が図られた後とすべきという部分について、それに対して来年度からの見直しとしていますが、何か根拠があつてのことなのでしょうか。今までこの検討部会では、必要な人に必要な手立てをできるような料金体系にするというところもだいぶ検討してきましたので、先ほどからおっしゃられていたように、狭いところに子どもたちがいる、その子どもの育ちをどうしていくのかという問題や、ひまわりクラブの職員の待遇改善も考えながらの提案でしたので、そのあたりを踏まえ、来年度からの見直しに踏み切ったところの理由が知りたいのでよろしくお願いします。

○高橋こども未来課長

今回は、収入状況に合わせた料金体系の組み替えということで、料金を上げる見直しをするのは制度が整ってからにすべきと言われていました。資料1(2)の「見直し時期」については、昨年の市民厚生常任委員会でこれは料金の値上げなのではないかという話の中で、料金を上げるのであれば、放課後児童クラブの質と量を上げてからにすべきでしょうというご意見をいただきました。今回の見直し案については料金を上げるのではなくて、それぞれの能力に応じた負担とし、バランスを整えましょうという基準の見直しということになっておりますので、私どもも、平成30年度になると質と量が拡充され、全て体制が整うと考えているわけではないというところをご理解いただきたいと思います。ただ、やはり年収300万円以上から800万円未満の方が同じ減免率というところが少し不公平感もあるのかなと思いますので、能力に応じてというところで、これから準備をして30年度から見直しをしていきたいという提案になります。資料の書き方がわかりづらくて申し訳ございません。

○植木部会長

つまり、放課後児童クラブの質と量の充実を同時に図っていきます、という約束をこの場でしていただいたと把握しましょう。その第1弾としてこの減免制度の見直しと捉えることにして、今後、第2弾、第3弾が出てくることを期待できるのではないかなと思います。大竹委員いかがでしょうか。

○大竹委員

放課後児童クラブの質と量の充実が図られた後ということであれば、良いかなと思います。

追加でいただいた資料についてですが、600万円未満の減免率17%という数字はどこから出てきたのでしょうか。最初の資料では19%となっています。

○齋藤育成支援係長

旧案については、6,900円と4,600円のちょうど中間の5,750円としていました。

○植木部会長

前後の区分の中間という感じでしょうか。

○齋藤育成支援係長

その通りです。

○植木部会長

はい、第10回までの議論では、応能負担と応益負担とのバランスをとるところが委員の皆様からのご意見でした。そういった意味では、減免するところは減免する、ご負担いただくところはご負担いただく、そのバランスをどのような根拠を持って考えるかということが議論されましたが、ただ前回は原資がありませんでしたので、落とし所を探るという議論にならざるを得ませんでした。今回は交付金が別枠でありますから、実質266千円の収入の減額というところについて、これをさらに拡大してはいいのではないかとかですね、これはこれでバランスがとれているのではないかとか、そのようなご意見かなと思います。そのあたりでいかがでしょうか。

○佐々木委員

この収入区分について、これでいいのかどうかは私もよくわかりませんが、利用料が増える方にはよく説明をしてあげてほしいと思います。こういう根拠でこうしましたよというのがわからないとみなさん納得していただけないと思いますので、1年間の猶予があるということです。その期間で根拠の部分をしっかり説明していただければと思います。

○植木部会長

おっしゃるとおりですね。説明を明確にするための根拠、ここがもっとも重要だと思います。いずれにしても多子減免が入りましたから、それも含めての根拠ということになるかと思えます。その他いかがですか。

○山岸委員

市民厚生常任委員会において、実質値上げのように勘違いされてしまった理由というのであれば教えて下さい。

○齋藤育成支援係長

前回ご議論いただいたところで、4,600円の金額の人の中で5,600円と6,900円になる方がいらっしゃるところを捉えて実質値上げとなるのではないかとのご意見をいただきました。

5,600 円に上がる方の中でも所得の幅があるので、上がりすぎなのではないかというご意見があったのではないかと考えています。

○関川委員

いろいろな料金の値上げ、または新しい料金への変更については、今まで利用してきた方はなんで急に上がるんだとなると思います。ですから新しい料金体系になる時には新しく利用される方に適用するという考え方が多いと思います。今まで例えば 4,600 円だった方がいきなり次年度から 5,600 円になりますよというのは値上がり感があるわけですね。新しく利用する方はこういう料金にしますときちんと周知して、今まで同じ状態で 4,600 円だったのが、その次の年になったら 1,000 円も上がるというのは大変だと感じると思います。そのあたりの徴収の仕方についてもお考えになったほうがいいのかなと思います。

大学生の入学金の場合でも、新しい年度から入学される方はこの金額、今までいらっしゃった方はこの料金でというように、そういういろいろな料金徴収の仕方があると思いますので、値上がり感を持たせない形で徴収していただいたほうがいいかなと思います。

○植木部会長

はい、実質の値上げの議論というのは市民から出てきた意見ではなく、市民厚生常任委員会委員協議会から出されたご意見ということですよ。今後、これから初めて市民に説明がされるわけですよ。このタイミングがもっとも重要になってくるわけです。丁寧な説明をしていかなければいけません。ただ一方では、減免率が拡大する層もあります。330 万円以上 470 万円未満は 4,600 円から 4,000 円になりますよね。ですから、より低所得層には減免率を拡大し、より高所得層には減免率を縮小するという案、この部分をご理解いただけないといけないと思います。言葉を正確に使い、ポイントを明確にしながら丁寧に説明をしていかなければなりません。おそらく市民に説明する前に市民厚生常任委員会委員協議会で丁寧な説明をしなければいけないと思いますので。繰り返しになりますが、減免率が拡大する層も存在するのだということをごきちりと説明をしていただきたいと思います。私たちはそういった意味ではより低所得層の負担にならないようにということを第 10 回までに議論してきたわけです。それを今回、第 11 回でも踏襲をして新しい料金体系にも反映していくのだということは、ここで改めて言っておきたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。その他いかがですか。

多子減免の対象年齢の部分については、もう 1 回差し戻させていただき、議論をしていただきたいと思います。これもやはり根拠が必要ですね。選挙権の問題もありますけど、児童福祉法は 18 歳未満となっておりますし、そのあたりも含めて整理をしていただきたいと思います。

では、ここまでよろしいでしょうか。

議事はこの 1 点ということになります。いくつか再検討していただく部分が出てまいりまし

たので、第12回を開催するかどうかの決定を事務局にさせていただかなければいけません、議事は終わりますが、3のその他の部分がまだあるので、その内容を含めて最終的に第12回を開催するかどうかを決めていただければと思いますが、事務局よろしいですか。

○齋藤育成支援係長

はい、わかりました。

○植木部会長

では、2の議事を終わりましたので一旦事務局にお返しします。

3 その他・事務連絡

○古泉こども未来課長補佐

植木部会長、どうもありがとうございました。

それでは次第の3のその他です。利用料以外のことで植木部会長よりご質問とご提案がございますので、植木部会長、よろしく願いいたします。

○植木部会長

はい、よろしく願いいたします。2点、ご提案があります。参考資料1と参考資料2の2点になります。まず参考資料の1です。これは出典が新潟市社協のひまわりクラブの一日の流れ（参考）ということで、昨年度から対象児童が広がりまして、これまで低学年中心だったひまわりクラブの生活が高学年も含まれることになりました。1年間運営してみて現状はどうだろうというところを、今日は社協の高橋課長もいらっしゃいますので、少しひまわりクラブの現状をお聞かせいただいて、さらにこれから夏休みの長時間保育に入ります。そうすると1日保育の中でお昼寝の時間がありますよね、低学年の児童と高学年の児童と、例えばお昼寝一つとってみても、同じような一日のスケジュールの流れとなるのか、あるいは調整が必要なのか、そのあたりの現場の現状をお聞かせいただきたいなと思います。まずこの1点目について少し解説をしていただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

○新潟市社会福祉協議会 地域福祉課 高橋課長

新潟市社会福祉協議会地域福祉課の高橋です。よろしく願いいたします。

今の植木先生からのご提案について説明をさせていただきます。まず、高学年の入会ということですが、その前に一つ、この4月から新潟市社会福祉協議会で管理させていただいている施設についてどういう形になっているのかというところをご説明したいと思います。この4月から80小学校区のうち7小学校区の施設が、他の事業者による指定管理となりました。約650人の児童が減りましたが、結果的には4月に同じくらいの人数が増えておりまして、約7,10

0人を引き続き私どものほうで管理させていただいております。その増えた650人の内訳ですが、1年生から3年生までが約300人、4年生から6年生までが約350人増えています。1年生が129人、2年生が109人、3年生が65人、4年生が176人、5年生が170人、6年生が5人増えて、小学校の在学の児童数が減っているということですが、1年生から3年生の児童も増えまして、これは共働き世帯、ひとり親世帯が増えているということだと思います。

このような現状の中で、今現在約990人の高学年の児童がひまわりクラブで過ごしております。約1割が障がいをお持ちの児童ということで、これは制度が変わる前も特別事由ということで受け入れておりました。そんな中でクラブによっては高学年の児童がリーダーシップを発揮して、クラブ運営に協力してもらっているという事例も多数ございますが、今回、それぞれのクラブから聞こえてくる内容として困っていることなどをまとめさせていただきました。

1点目が施設の改修の関係で、トイレがまだ男女別々になっていない施設が約10施設ほどございます。女子の場合は、生理が始まるなどデリケートな問題がございますので、早急な改善が必要だと考えております。

それから狭隘化の問題の関係で、高学年の、特に女子について着替えのスペースがとれないといった状況がいくつかございます。これは保護者と児童の考え方について、安全のためにひまわりクラブに入会させたいという保護者の気持ちと、成長に伴いまして自由に過ごしたいという高学年児童の意識のズレから児童にかなりストレスが溜まり、利用を嫌がり、長時間道草しながらなるべくクラブにいる時間を減らすようなことをしたり、支援員に対して乱暴な言動ですとか、手足が出るといった現状も聞いております。

それから在学している児童の中では、今までは3年生が最高学年ということで3年生になったらリーダーシップをとるという流れだったのですが、リーダーシップをとる学年が曖昧になり、バランスを崩しているというところも見られます。

それから長期の休みの時には、低学年、高学年に関わらずお昼寝の時間があるのですが、高学年の児童もいるということで、スペースに余裕がある施設は他のことをして過ごすことができるよう工夫しておりますけれども、狭隘化が進んでいる施設についてはなかなか個別の対応がとれないと聞いております。

最後に、高学年の男子児童ですが、体格が大きく運動量も多いですし、いろんな男女間の興味が高まる時期でもありますので、狭い施設の中で女性の支援員が対応に苦慮しているというような現状がございます。

運営については2年目を迎えたわけですが、社会福祉協議会としましても、高学年の受け入れについて、対処方法などについて研究したり情報共有する中で支援員のスキルアップをしていく必要があると考えております。高学年の児童は体も大きいですし、施設の狭隘化の問題も

あるのですが、支援員不足という問題もまだ顕在化しておりまして、嘱託の1年雇用の常勤の職員がまだ10人くらい足りない状況ですが、募集しても2人くらいしか応募がない状況です。臨時の支援員も恒常的に足りないという中で、夏休みをどう乗り切るかということで、7月、8月だけ40円上げまして800円ということで対応して、なんとか乗り切れるかなということですが、今回の利用料の見直しについて、支援員の待遇改善とは別に検討されるということですが、今後保育士の待遇改善が世間的に叫ばれる中で、放課後支援員の待遇改善についてもより検討していただかないと、保育士のほうに人材が取られ、放課後支援員がますます足りなくなることが、今、社協で不安に感じている点であります。以上です。

○植木部会長

はい、ありがとうございました。

要するに、これまでにない新しい保育が含まれている、つまり高学年の対応ということですが、そこでの戸惑いがあるのではないかと。一方では子どもたちの人数が増えていく中で狭隘化の解消が追いついていないというところのバランスが少し気になったものですから、質問させていただきました。

一つは量の充実、つまり狭隘化の解消を5年間で進めていくという計画でございますけれども、着実に優先順位の高いところから進めていただきたいと思います。それからもう一方では質の問題ですね、今日はひまわりクラブの話ということでしたけれども、ぜひ児童の活動の一日の流れですとか保育内容であるとか、このあたりをどこかで再検討していただいて本当にそれが児童の最善利益になっているのか、支援員同士で議論していただきたいと思います。放課後児童支援の研修もありますので、この機会に質と量の拡充をセットで着実に進めていただきたいと思います。

委員の皆様方から何かございますか。

○大竹委員

今年度から、社協さん以外にも指定管理でお願いしている箇所がいくつか増えてきているようですけれども、そちらの状況について把握している範囲で良いので教えてください。

○齋藤育成支援係長

私たちも、新しく運営主体が変わったということで、どんな状況になっているか全て現場を見学させていただきました。運営していく中でいろいろと問題点が出てきていることは伺っております。今、高橋課長がおっしゃったように、高学年がいるということで難しい面があると聞いておりますし、それ以外の点でも運営するうえでご苦勞をいただいているという報告をいただいております。それについては一緒に解決できるものは、社協さんの運営方法を参考にしながら児童が困らないようにしていきたいと考えております。

○山岸委員

コミュニティ協議会が運営しているクラブについても現状をお聞かせください。

○齋藤育成支援係長

はい、皆様をご存知のとおり、山の下、木戸については、今年度から正式に指定管理として運営していますし、小林についても委託という形で計3つ運営していただいております。現場に行かせてもらいましたが、地域の皆様から積極的にご協力いただいております、一生懸命やっただけという印象があります。その他については、地域の皆様が運営に携わってくださるといふところはいくつかありますが、なかなか主体となってやっていくのは難しいというご意見をいただいております。地域の子供たちは地域で見守ることが望ましいと思しますので、引き続き、地域主体として運営に携わっていただける地域を探し、ご協力をお願いしたいと考えております。

○山岸委員

コミ協の事務局をしていたので、毎年打診が来ているのはわかっていたのですが、なかなか地域となると、専門知識のある支援員さんが集まらない状況の中で、地域の子供は地域で見守るとはいえ、怪我の問題や命に関わる事態があったり、専門的な知識が無いなどいろんな不安があつて皆さん二の足を踏んでいるのだと思います。そういった責任をどこが持って運営していくのかという点で、地域におろされてもなかなか難しいのかなと思います。お手伝いとか昔の遊びをやりますよということで地域の人たちが入るといふことならいいのですが、主体としてやっていくのが難しいというのは仕方ないのかなと思います。

そういう意味では支援員さんの処遇改善というのは非常に重要だと思います。現場にいて思うのですが、手のかかるお子さんが増えてきているような気がします。ふれあいスクールを10年以上やっていますけれども、年々増えてきています。例えば、軽度の発達障害は10人に1人と言われている中で、希望すればひまわりクラブには全て入ってくるわけです。一方で支援員さんの人数は限られているという現状があります。ここで議論されているより危機的な状況にあると現場を見ていて思ったので、意見させていただきました。

○植木部会長

はい、どうもありがとうございました。他によろしいですか。

コミュニティ協議会やNPO法人が指定管理等で運営主体になった後ですね、市主導で何か研修を進めていくとか、あるいは質の担保を確保できるような何か方策をとるとか、少なくとも運営主体となった後の多様な主体の質の確保というところは引き続き進めていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

2点目になります。参考資料の2です。先ほどの議論の中で、低所得層の配慮をしていかな

ければいけないという議論が出ました。この中には当然、ひとり親家庭が含まれているわけでありまして、今後、放課後児童クラブについて減免制度を含めた充実も重要ですが、ソフトとして何か低所得層とか、あるいはひとり親家庭への施策や対策を進めていく必要があるのではないかと。減免制度等で終わりにしないで、第2弾、第3弾が必要なのではないかとということも思っているわけです。そこで参考資料の2ですが、子どもの生活・学習支援事業居場所づくりとありますが、これは放課後児童クラブ等に通っているお子様をお持ちのひとり親家庭等を対象に、放課後児童クラブの終了後に、例えば、今流行りの子ども食堂だったりとか、あるいは学習支援、この2つは急速に広がっていますよね、こういったことを行う際に国のお金が出ると、つまり国の施策として実は仕組みがあるんですね。国の仕組みがあるのであれば、ぜひこれを第2弾、第3弾の一つの方法として進めていただけないだろうかという私の一つの思いなのです。これについて、新潟市としてはどのように把握をし、どのようにこの事業に対して対応していく予定か、お考えを少しお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○高橋こども未来課長

ありがとうございます。先生からいただきました居場所づくり事業については、担当の係で制度のことは理解しているところです。新潟市といたしましては、子どもの貧困といった部分について進めていく予定になっております。その中の一つのメニューとしてこういったものもあるということ踏まえたうえで検討を進めてまいりたいと思っています。ただ、皆様ご存知の方も多くいらっしゃるかと思うのですが、学習支援事業につきましては、全ての区ではないですが、各区で既に取り組みを始めております。子ども食堂につきましても、各区でいろいろな団体が様々な形で立ち上げていますので、それらとの整理も含めながらこういったものが子どもの貧困の対策として有効なのか、新潟市にはどういったものが必要なかというところを、私どもだけではなく市の中の各関係部署と検討しながら進めていきたいと思っております。今のところこの事業を実施する、しないというところまで議論が深まっていないような状況になっております。

○植木部会長

はい、委員の皆様方もこういった仕組みがあるということは何となくわかっていらっしゃると思いますが、実はこういうことが実施可能なんですね。私は国の社会保障審議会の委員をやっているのですが、毎回、専門官からこういう話が出るんです。是非、進めていただきたいと専門官が言っております。そういったことも踏まえてこれが使えるのであれば、まさにその低所得層の対応、それからひとり親家庭の対応です。ましてや放課後児童クラブの議論を我々はしているわけですから、せっかくのメニューがあるのであればこれも開始していただきたいという思いから、今日少しお願いをしたわけでございます。

委員の皆様、何かご意見ございますか。

○山岸委員

放課後児童クラブ等の終了後とありますが、夜間ということでしょうか。

○植木部会長

夜間です。実施場所が多様なんですね、児童館、公民館など比較的柔軟に対応できます。市が直接やるというよりは、自治体から委託を受けたNPO法人等、これは詳しく調べないとわかりませんが、任意団体等も含まれるのではないかなという気がします。例えば、児童館であれば私も今新潟市児童センターに関わっていて、そこのボランティア団体の「児童育成万代クラブ」というボランティア組織で、会員が80名います。子どもたちのために食事を作りましようとして投げかければ明日からできるようなメンバーが揃っています。そういった地域のマンパワーも活用しながら地域で支えていく、それを国の制度に乗っかって粛々と進めていくということになるのかなと。全ての児童クラブでは不可能かもしれませんが、条件が揃ったところからモデル事業という形でできるのではないかと、できるのであれば検討していただきたいなと思っております。その他いかがでしょうか。

○大竹委員

国の予算があるというのは知りませんでした。学習支援が各地で行われていたり、フードバンク事業を取り組んでいるところが出てきたことは承知しておりましたが、今、先生がおっしゃっていたように、こういう予算があるのではあれば是非とは思いますが、取り組みを実施するまでの手順ですね、どこにどういうアクセスをしてどのような広報をしてというような手順が知りたいと思いながらお話を聞いておりました。

○植木部会長

そのあたりは事務局で何かお調べになっていることはありますでしょうか。

○高橋こども未来課長

まず、子どもの生活・学習支援事業は平成27年度から始まったと聞いております。27年度については準備ということで立ち上げの時に国から2分の1、お金を出しますというものでした。28年度から運営にかかる経費に対しても出しますという形になっているところですが、学習支援事業については、既に市の福祉総務課というところで予算をとっておりまして、もちろん全額市が負担というわけではありませんが、国から生活困窮者のメニューの中で補助を出しながらやっていると聞いております。私も細かいところはわかりませんが、恐らく食材はかからないと思いますし、年度当初に始める時の部分というところになっています。詳しいところは、これから勉強しなければならないと考えております。

○古泉こども未来課長補佐

子ども食堂については、立ち上げた方々がシンポジウムを開催しています。私も参加してまいりました。お話を聞いたところ、行政の手を借りないで立ち上げて運営しているというところがほとんどです。立ち上げたけれども、運営に非常に困っているということで、行政から支援してもらいたいというご意見がありました。その中でも多かったのが、金銭的な面もありますが、住民への周知のあたりが難しいというご意見でした。今は自分たちでチームを作りながら地元で自治会の場所で開催したり、自分たちで持ち寄った食材を使って運営したりしているというお話もお聞きしました。

○植木部会長

子ども食堂も、子どもの貧困対策の一つですよ。ただ、子ども食堂に参加するということと貧困だというのはひとつのスティグマなところが生まれる可能性があります。そういった意味ではこれを児童館で行うことができれば、児童館は全ての子どもたちを受け入れることができる児童厚生施設であるのでスティグマが生まれません。これが最大のメリットなんです。ですから、どんな子どもでも対応できるよというように門戸を開けば、比較的参加しやすいのではないかと、それが市の事業であればなおさらのことだと考えるわけですね。このあたりが最大のメリットです。例えば児童館の中でひまわりクラブをやっているところなどが一つのターゲットになるのではないかなと、そこで母親クラブみたいなボランティア組織があればなおさら出来得ることですので、比較的、場所としていくつか検討がつくのではないかなという気がいたします。そのあたりも含めて是非検討を進めてください。

○高橋こども未来課長

ありがとうございます。いろんな団体が子ども食堂を立ち上げているところですが、地域によっては、「子ども」ということで固定すると、本当に利用してほしい人が来れないのではないかと、地域の食堂みたいな形にして、その中に子どもが含まれているということで進めていきたいと思います。子どもの貧困っていろいろなところで言われていますけれども、やればやるほどこの子貧困ですという札をつけていくような形がどうしても気になることでもあるので、そういったことにも配慮しながらやっていきたいと思っております。私たちもこの制度については入口のところしか見ていないのが現状なので、わからない部分が多いですが、ひとり親家庭の子どもという限定がありますので、そこをどのように整理しながらやっていくのかということも合わせて検討したいと思っております。いずれにしても、この先検討していく中でこういったメニューがあるんだということを頭の中に置きながら様々な施策について考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○植木部会長

ありがとうございます。私からは以上です。

○古泉こども未来課長補佐

ありがとうございました。それでは、最後に事務連絡ということで、事務局から連絡させていただきたいと思います。

○齋藤育成支援係長

はい、ありがとうございました。先ほどご議論していただいた中で、多子減免の対象年齢を18歳未満とするか、例えば15歳未満とするかというところなのですが、現在のひまわりクラブシステムでは、対象年齢を変更したことによる影響額を拾い出すことはできません。もし多子減免を導入するとなると、来年度システムの改修が必要になるという状況になっています。これくらいの影響額が出るということをお示しできればまたご議論いただけたらと思いますが、現状のシステムでは出ないということで、我々のほうで根拠を明確にしたうえで対象年齢を決定し、後日、それを皆様にご報告をさせていただくという形でいかがでしょうか。

○佐々木委員

根拠が明確になればいいのではないのでしょうか。

○齋藤育成支援係長

差支えなければ、そのような形にしたいと思います。なるべく早い段階でお示しさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○古泉こども未来課長補佐

それでは、本日の議事についてはこれで全て終了になりますが、皆様、最後に何かございませぬでしょうか。本日は、放課後児童クラブ以外の議論もしていただきましたが、いかがでしょうか。

無ければ、以上で第11回放課後児童クラブ検討部会を終了させていただきます。貴重なご時間をいただきまして大変ありがとうございました。